

新

1 開発行為の許可申請〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・1)〕

(1) 開発行為許可申請添付書類

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
1	開発行為許可申請書 (別記様式第二)		法29・1 法30 規15 規16・1	・開発区域の全ての地番表示(一筆の一部がある場合「~の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載) ・面積は実測値 ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、電話等を明記	
1-2	委任状		細3・1・3	・代理人に委任する場合に必要な ・委任者の押印 ・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日、等明記	
1-3	申請者の印鑑証明書		細3・1・3	・代理人に委任する場合に必要な ・印鑑証明書は発行後3か月以内のもの ・委任状の印影と合致していること	
1-4	地番表		細3・1・3	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等 ・開発区域内については乙区含め全権利者 ・開発区域の内外を明確にする	
2	設計説明・概要書		法30・1・3 規16・2 規16・3	・土地の現況は、登記事項証明書、実測値と整合していること ・計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること	
3	資金計画書 (別記様式第三)	工事費等に関する積算資料(見積書等)	規15・1・4 規16・5	・工事費は開発行為に関するもののみ	
4	公共施設管理者(注1)の同意を証する書面 注1 市町村 都(都道、河川) 建設局、建設事務所 国(国道、河川) 関東地方整備局等		法30・2 法32	・写し(要原本照合)を提出 ・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む ・区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要 ・管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可	
5	公共施設管理予定者(注2)との協議をしたことを示す書面 注2 注1に同じ		法30・2 法32	・写し(要原本照合)を提出 ・公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)	
5-2	20ha以上の開発行為の場合の諸施設の管理者(注3)との協議をしたことを示す書面 注3 ①義務教育施設設置義務者 ②水道事業者 ③電気事業者 ④ガス事業者 ⑤JR及び私鉄経営者等		令23	・写し(要原本照合)を提出 ・40ha未満の場合は、③④⑤を除く	
6	工事の実施の妨げとなる権利者(注4)の同意を証する書類 注4 土地所有者 建物・工作物等 ※乙区権利者を含む。		法30・2 法33・1・14 規17・1・3	・登記事項証明書、公図から権利者を判断 ・建物、工作物は建物登記事項証明書、課税台帳、現地等で判断 ・隣接地の権利者については必要に応じて提出 ・権利者が未成年者、成年被後見人等である場合は、必要に応じてその法定代理人の同意書及びその者の地位を証する書類を添付。	
6-2	公共施設用地の所有者等の同意を証する書類 (行政財産・普通財産)		法30・2 法33・1・14 規17・1・3	・都又は市町村等所管課の同意、編入同意 ・当該用地の面積については実測値 (※設計説明書、求積図等で確認)	

旧

1 開発行為許可申請〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・1)〕

(1) 開発行為許可申請添付書類

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
1	開発行為許可申請書 (別記様式第二)		法29・1 法30 規15 規16・1	・開発区域の全ての地番表示(一筆の一部がある場合「~の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載) ・面積は実測値 ・工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記 ・代理人に委任する場合、余白に代理人住所、氏名、電話等を明記	
1-2	委任状		細3・1・3	・代理人に委任する場合に必要な ・委任者の押印 ・委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日、等明記	
1-3	申請者の印鑑証明書		細3・1・3	・代理人に委任する場合に必要な ・印鑑証明書は発行後3か月以内のもの ・委任状の印影と合致していること	
1-4	地番表		細3・1・3	・開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等 ・開発区域内については乙区含め全権利者 ・開発区域の内外を明確にする	
2	設計説明・概要書		法30・1・3 規16・2 規16・3	・土地の現況は、登記事項証明書、実測値と整合していること ・計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること	
3	資金計画書 (別記様式第三)	工事費等に関する積算資料(見積書等)	規15・1・4 規16・5	・工事費は開発行為に関するもののみ ただし、法第37条申請予定の場合には、建築工事費も含めたものを添付すること	
4	公共施設管理者(注1)の同意を証する書面 注1 市町村 都(都道、河川) 建設局、建設事務所 国(国道、河川) 関東地方整備局等		法30・2 法32	・写し(要原本照合)を提出 ・開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む ・区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要 ・管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可	
5	公共施設管理予定者(注2)との協議をしたことを示す書面 注2 注1に同じ		法30・2 法32	・写し(要原本照合)を提出 ・公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)	
5-2	20ha以上の開発行為の場合の諸施設の管理者(注3)との協議をしたことを示す書面 注3 ①義務教育施設設置義務者 ②水道事業者 ③電気事業者 ④ガス事業者 ⑤JR及び私鉄経営者等		令23	・写し(要原本照合)を提出 ・40ha未満の場合は、③④⑤を除く	
6	工事の実施の妨げとなる権利者(注4)の同意を証する書類 (第3号様式) 注4 土地所有者 建物・工作物等 ※乙区権利者を含む。		法30・2 法33・1・14 規17・1・3 細4-1	・登記事項証明書、公図から権利者を判断 ・建物、工作物は建物登記事項証明書、課税台帳、現地等で判断 →周辺の土地利用から、農業用水路の管理者の同意の要・不要を判断 →東電等の地役権は、工務所長の印(印鑑証明書は不要) ・隣接地の権利者については必要に応じて提出 →権利者が外国籍の場合は、サイン証明書を添付 ・権利者が未成年者、成年被後見人等である場合は、必要に応じてその法定代理人の同意書及びその者の地位を証する書類を添付	
6-2	公共施設用地の所有者等の同意を証する書類 (行政財産・普通財産)		法30・2 法33・1・14 規17・1・3	・都又は市町村等所管課の同意、編入同意 ・当該用地の面積については実測値 (※設計説明書、求積図等で確認)	

新

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
7	同意者の本人確認資料			<ul style="list-style-type: none"> ・6の各同意者について、以下のいずれか <ol style="list-style-type: none"> ①印鑑証明書（同意年月日の前後3か月以内に発行されたものであり、同意証明書の印影と一致していること） ②住民票の写し（同意年月日の前後3か月以内に発行されたもの） ③個人番号カード（同意日において有効期間内のもので、表面（顔写真のある面）のみ）の写し ④運転免許証（同意日において有効期間内のもの）の写し ⑤運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）の写し ⑥在留カード（同意日において有効期間内のもの）の写し ⑦特別永住者証明書（同意日において有効期間内のもの）の写し ・登記事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合 	
8	土地及び工作物等の登記全部事項証明書		細3・1・2 細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・公図と照合、無地番地の確認 ・発行後3か月以内のもの 	
9	申請者の資力及び信用に関する書類	法人 登記全部事項証明書 役員の住所及び氏名を証明する書類 暴力団等に該当しないことの誓約書 財務諸表 事業経歴書 納税証明書 残高証明又は融資証明 個人 住所及び氏名を証明する書類 暴力団等に該当しないことの誓約書 納税証明書 残高証明又は融資証明	法33・1・12 令24・2	<ul style="list-style-type: none"> ・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のもの ・住所及び氏名を証明する書類は以下のいずれか <ol style="list-style-type: none"> ①住民票の写し（発行後3か月以内のもので、個人情報の記載のないもの） ②個人番号カード（有効期間内のもので、表面（顔写真のある面）のみ）の写し ③運転免許証（有効期間内のもの）の写し ④運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）の写し ⑤在留カード（有効期間内のもの）の写し ⑥特別永住者証明書（有効期間内のもの）の写し ・申請者が法人の場合の「役員の住所及び氏名を証明する書類」については、原則として当該申請において法人を代表する役員（申請書に法人の代表者として記載される役員）のもの ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は都（道府県）民税 個人－個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること 	
10	工事施行者の施行能力に関する書類	登記全部事項証明書 建設業許可書の写し又は証明書 工事経歴書（過去2年） 工事を指導・監督する技術者の経歴書	法33・1・13 令24・3 細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可については申請する工事に対応する種類であること ・工事経歴書については過去2年のもの（ただし、申請内容と同程度以上の工事） ・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のものを添付 ・審査基準の表に応じて必要なものを添付 	
11	地区計画等の内容を証する書類	計画書等	法33・1・5	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地が地区計画等の区域に含まれる場合に必要 	
12	設計者の資格を証する書類	卒業証明書、技術士、一級建築士、実務経歴証明書その他	法31 規17・1・4、規18、規19	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の開発行為の場合必要 ※盛土規制法では宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域で地上高が5mを超える擁壁の設置又は1,500㎡を超える造成の場合に必要 ・卒業証明書及び実務経歴証明書のほかは写しを添付 	
13	既存権利を有することを証する書類	土地の登記事項証明書 売買契約書	法34・13	<ul style="list-style-type: none"> ・法第34条第13号に該当の場合 ・登記事項証明書は発行後3か月以内のもの ・売買契約書については写し（要原本照合）を提出 	
14	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面		細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護条例に該当する場合は、許可書又は受付票の写しを添付 ・消防水利の確認書の写しを添付（消防法） ・都市計画施設にかかる場合には、計画線の証明（指示）をとる ・埋蔵文化財包蔵地に該当しているか確認する（文化財保護法） その他 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法、土砂災害防止法、森林法、自然公園法、鳥獣保護法、河川法、砂防法、公有地拡大促進法等、杉並区風致地区条例、杉並区みどりの条例、杉並区景観条例等 	

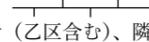
旧

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
7	印鑑証明書		細4→3	<ul style="list-style-type: none"> ・上記6の同意者の印鑑証明書 ・登記事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合 ・同意年月日の前後3か月以内に発行されたもの 	
8	土地及び工作物等の登記全部事項証明書		細3・1・2 細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・公図と照合、無地番地の確認 ・発行後3か月以内のもの 	
9	申請者の資力及び信用に関する書類	法人 登記全部事項証明書 財務諸表 事業経歴書 納税証明書 残高証明又は融資証明 個人 住民票 納税証明書 残高証明又は融資証明	法33・1・12 令24・2	<ul style="list-style-type: none"> ・登記全部事項証明書、住民票は発行後3か月以内のものを添付 ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は都（道府県）民税 個人－個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること 	
10	工事施行者の施行能力に関する書類	登記全部事項証明書 建設業許可書の写し又は証明書 工事経歴書（過去2年）	法33・1・13 令24・3 細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可の種類については土木工業であること ・工事経歴書については過去2年のもの（ただし、1件の請負金額が500万円以上（消費税を含む）の工事） ・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のものを添付 	
11	設計者の資格を証する書類	卒業証明書、技術士、一級建築士、実務経歴証明書その他	法31 規17・1・4、規18、規19 宅地造成及び特定盛土等規制法を準用	<ul style="list-style-type: none"> ・1ha以上の開発行為の場合は義務添付 ・卒業証明書及び実務経歴証明書のほかは写しを添付 	
12	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面		細3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護条例に該当する場合は、許可書又は受付票の写しを添付 ・消防水利の確認書の写しを添付（消防法） ・都市計画施設にかかる場合には、計画線の証明（指示）をとる ・埋蔵文化財包蔵地に該当しているか確認する（文化財保護法） その他 <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法、土砂災害防止法、森林法、自然公園法、鳥獣保護法、河川法、砂防法、公有地拡大促進法等、杉並区風致地区条例、杉並区みどりの条例、杉並区景観条例等 	

注) みなし許可の場合は、盛土規制法のみに必要な許可申請添付書類も添付すること。

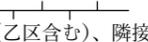
新

(2) 開発行為許可申請添付図面 [正本1部、副本(写し)2部提出]

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
1	位置図 (法30・1・1) (法30・2) (規17・1・1) (規17・2)	1/2500程度	1 方位 2 開発区域 3 既設道路 4 河川・水路 5 都市計画施設 6 目標物	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 公道(茶)、私道(こげ茶)、幅員 (青色)名称、放流点 道路、公園、その他 交通機関、主要建築物、団地等	1 都市計画施設の確認(付近の都市 計画道路予定線を記入) (公拡法・国土法の関連)	
2	区域図(兼現況図) (法30・1・1) (法30・1・3) (法30・2) (規16・2) (規16・4) (規17・1・2) (規17・3)	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 区市界 4 町字界 5 都市計画区域界 6 地番及び地番界 7 権利者氏名 8 道路 9 河川・水路 10 工作物 11 等高線 12 現況地盤高	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 地番界は右図  開発区域内権利者(乙区含む)、隣接 地所有者 公道(茶)、私道(こげ茶) (青色) 用途・高さ・構造、建築物の有無 1.0m 標高差 平坦地は2.0m以上	1 公図の写し、現況図との比較 (この図面は現況図に公図の各筆を割り 込んだものとする。境界未確定箇所が ある場合はその旨を記載する) 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 仮BMの位置と高さを記入する 4 開発区域周辺についても、高さだ けでなく、地形が分かるよう作成 すること 5 越境物件がある場合は記載する	
3	公図の写し (細3・1・1)	原本と同縮尺	1 方位 2 開発区域 3 地番 4 地目 5 権利者氏名 6 道路 7 河川・水路	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 開発区域内権利者(乙区含む)、隣接 地所有者 公道(茶)、私道(こげ茶) (青色)	1 国有地(行政財産、普通財産)、農 地等に注意 2 周辺部も記入 3 転写日を記入	
4	公共施設の管理者に 関する図面 (細3・1・3)	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 廃止される公共施設 4 変更される公共施設 5 新設される公共施設 6 新旧公共施設一覧表	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 道路・水路・その他 道路・水路・その他 道路・水路・その他 番号・面積・管理者・所有者	1 「公共施設管理者の同意を証する書面」又 は「公共施設管理予定者との協議をしたこ とを示す書面」各々比較対照する 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 公共施設一覧表と図面が対比でき るよう着色する	
5	土地利用計画図 (法30・1・3) (規16・2) (規16・4) 『4公共施設の管理 者に関する図面』と 兼ねることも可	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 接続先道路 4 開発区域内道路 廃止道路 5 道路隔切り 6 公園・広場 7 緑地 8 河川・水路等 9 貯水施設 10 未利用地 11 街区・敷地 12 既存建築物 13 予定建築物 14 都市計画施設 15 法面・擁壁 16 緩衝帯等	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 公道(茶)、私道(こげ茶) 幅員、延長、勾配: 4m以上 赤色 5m以上 桃色 6m以上 橙色 8m以上 茶色 12m以上 こげ茶 辺長 辺長・面積・出入口(黄緑色) 形状・面積(緑色) 形状・幅(青色) 形状・面積(水色) 辺長・面積 番号・辺長・面積・計画地盤高 位置(開発行為によって除却されるも のを除く) 位置(宅地分譲の場合省略) 位置・名称(市町村主管課証明) 位置・構造・形状・高さ 位置・形状	1 東京都建築安全条例との整合性 (第2条~第6条の2及び特殊建 築物の適否) 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 仮BMの位置と高さを記入する	

旧

(2) 開発行為許可申請添付図面 [正本1部、副本(写し)1部提出]

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
1	位置図 (法30・1・1) (法30・2) (規17・1・1) (規17・2)	1/2500程度	1 方位 2 開発区域 3 既設道路 4 河川・水路 5 都市計画施設 6 目標物	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 公道(茶)、私道(こげ茶)、幅員 (青色)名称、放流点 道路、公園、その他 交通機関、主要建築物、団地等	1 都市計画施設の確認(付近の都市 計画道路予定線を記入) (公拡法・国土法の関連)	
2	区域図(兼現況図) (法30・1・1) (法30・1・3) (法30・2) (規16・2) (規16・4) (規17・1・2) (規17・3)	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 区市界 4 町字界 5 都市計画区域界 6 地番及び地番界 7 権利者氏名 8 道路 9 河川・水路 10 工作物 11 現況地盤高	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 地番界は右図  開発区域内権利者(乙区含む)、隣接 地所有者 公道(茶)、私道(こげ茶) (青色) 用途・高さ・構造、建築物の有無 平坦地は2.0m以上	1 公図の写し、現況図との比較 (この図面は現況図に公図の各筆を割り 込んだものとする。境界未確定箇所が ある場合はその旨を記載する) 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 仮BMの位置と高さを記入する 4 開発区域周辺についても、高さだ けでなく、地形が分かるよう作成 すること 5 越境物件がある場合は記載する	
3	公図の写し (細3・1・1)	原本と同縮尺	1 方位 2 開発区域 3 地番 4 地目 5 権利者氏名 6 道路 7 河川・水路	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 開発区域内権利者(乙区含む)、隣接 地所有者 公道(茶)、私道(こげ茶) (青色)	1 国有地(行政財産、普通財産)、農 地等に注意 2 周辺部も記入 3 転写場所、転写日、転写者名を記入	
4	公共施設の管理者に 関する図面 (細3・1・3)	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 廃止される公共施設 4 変更される公共施設 5 新設される公共施設 6 新旧公共施設一覧表	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 道路・水路・その他 道路・水路・その他 道路・水路・その他 番号・面積・管理者・所有者	1 「公共施設管理者の同意を証する書面」又 は「公共施設管理予定者との協議をしたこ とを示す書面」各々比較対照する 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 公共施設一覧表と図面が対比でき るよう着色する	
5	土地利用計画図 (法30・1・3) (規16・2) (規16・4) 『4公共施設の管理 者に関する図面』と 兼ねることも可	1/500以上	1 方位 2 開発区域 3 接続先道路 4 開発区域内道路 廃止道路 6 道路隔切り 7 公園・広場 8 緑地 9 河川・水路等 10 貯水施設 11 未利用地 12 街区・敷地 13 既存建築物 14 予定建築物 15 都市計画施設 16 法面・擁壁 17 緩衝帯等	開発区域は一点鎖線(赤) 関連工事区域は二点鎖線(赤) 公道(茶)、私道(こげ茶) 幅員延長勾配: 4m以上 赤色 5m以上 桃色 6m以上 橙色 8m以上 茶色 12m以上 こげ茶 辺長 辺長・面積・出入口(黄緑色) 形状・面積(緑色) 形状・幅(青色) 形状・面積(水色) 辺長・面積 番号・辺長・面積・計画地盤高 位置 位置(宅地分譲の場合省略) 位置・名称(市町村主管課証明) 位置・構造・形状・高さ 位置・形状	1 東京都建築安全条例との整合性 (第2条~第6条の2及び特殊建 築物の適否) 2 接続先道路の名称・種別・幅員を記 入する 3 仮BMの位置と高さを記入する	

新

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
6	造成計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 盛土切土の範囲 4 擁壁 5 法面 6 かけ 7 計画地盤高 8 開削区域等の状況 9 断面図作成箇所	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連区域は二点鎖線 (赤) 切土 (黄)、盛土 (赤) 位置・高さ・延長・着色 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えば A-A と記入	1 現況図上に記入する 2 仮 BM の位置と高さを記入する	
7	造成計画断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 開発区域 2 現況地盤高 3 計画地盤高 4 切土盛土の範囲 5 擁壁 6 かけ 7 法面	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 隣接地まで記入 切土 (黄)、盛土 (赤) 構造・垂直高 勾配・垂直高 勾配・垂直高・排水施設	1 急斜面上の盛土の場合は段切りの計画も記入する 2 擁壁上の余盛りは不可 3 擁壁面に雨水が流下するような集水方法は不可 4 二段擁壁のチェック	
8	排水施設計画平面図兼 給水施設計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 集水区域 2 管渠 3 U字溝 4 人孔 5 集水ます 6 吐口 7 放流先 8 計算書 9 浸透施設 10 給水施設 11 取水方法 12 消火栓	番号・系統毎に色分け・流下方向 種類・位置・内径・延長・勾配、着色 設置間隔 内径又は内法幅・深さ 位置 名称・断面寸法 計画流量・流速・流量、トレンチ等 浸透ます、トレンチ等 取水地点	1 放流許可量と計画流出量を比較し、許可量の数値が小さい場合には、調整池・吸込槽等を設置 2 地表水の流下方向は崖と反対方向とする 3 開発区域外からの流入範囲とその処理に注意 4 排水施設を着色する 5 水道局主管課と協議 6 井戸の場合保健所と協議 (100 t 以上) 7 給水施設を着色する	
9	公共施設構造図 (細 3・1・3)	1/50 以上	1 道路縦断面図 2 道路横断面図 3 排水施設縦断面図 4 排水施設構造図 5 河川・水路詳細図 6 公園・広場計画図 7 貯水施設詳細図 8 その他施設詳細図	現況高・計画高・延長・勾配 幅員・舗装・勾配 土被り (原則として 1.2 m 以上) 形状・寸法・施設の種類 形状・寸法 形状・寸法	各施設の設計については区とも協議する	
10	崖の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 開発区域 2 土質 3 勾配 4 垂直高さ 5 在来地盤高 6 計画地盤高 7 保護の方法	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他	1 崖の種類毎、各位置毎に標準図を作成する 2 長大法の場合は別途基準による	
11	擁壁の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 種類 2 断面図 3 高さ 4 水抜穴 5 透水層 6 土質 7 基礎杭 8 配筋図 9 地盤改良	各種類毎に図面作成 代表断面図毎に図面作成 耐水材料・内径 75 mm で 3 m ² に 1 箇所以上 材料・寸法 背面土・基礎地盤 位置・材料・寸法 RC造、被り 交互配筋は不可 改良範囲・方法	擁壁を設置する前後の地盤高を記入	

旧

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
6	造成計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 盛土切土の範囲 4 擁壁 5 法面 6 かけ 7 計画地盤高 8 開削区域等の状況 9 断面図作成箇所	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連区域は二点鎖線 (赤) 切土 (黄)、盛土 (赤) 位置・高さ・延長・着色 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えば A-A と記入	1 地土高の高い RC 造の擁壁は設計一施工・管理とも技術的に十分に配慮及び自然環境等を考慮 2 斜面先の盛土は極力避ける 3 開発区域周辺の家屋等が造成後どのような状態になるかを注意する 4 現況図上に記入する 5 仮 BM の位置と高さを記入する	
7	造成計画断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 開発区域 2 現況地盤高 3 計画地盤高 4 切土盛土の範囲 5 擁壁 6 かけ 7 法面	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 隣接地まで記入 切土 (黄)、盛土 (赤) 構造・垂直高 勾配・垂直高 勾配・垂直高・排水施設	1 急斜面上の盛土の場合は段切りの計画も記入する 2 擁壁上の余盛りは不可 3 擁壁面に雨水が流下するような集水方法は不可 4 二段擁壁のチェック	
8	排水施設計画平面図兼 給水施設計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 集水区域 2 管渠 3 U字溝 4 人孔 5 集水ます 6 吐口 7 放流先 8 計算書 9 浸透施設 10 給水施設 11 取水方法 12 消火栓	番号・系統毎に色分け・流下方向 種類・位置・内径・延長・勾配、着色 設置間隔 内径又は内法幅・深さ 位置 名称・断面寸法 計画流量・流速・流量、トレンチ等 浸透ます、トレンチ等 取水地点	1 放流許可量と計画流出量を比較し、許可量の数値が小さい場合には、調整池・吸込槽等を設置 2 地表水の流下方向は崖と反対方向とする 3 開発区域外からの流入範囲とその処理に注意 4 管渠の内径 20 cm 以上とする 5 排水施設を着色する 6 水道局主管課と協議 7 井戸の場合保健所と協議 (100 t 以上) 8 給水施設を着色する	
9	公共施設構造図 (細 3・1・3)	1/50 以上	1 道路縦断面図 2 道路横断面図 3 排水施設縦断面図 4 排水施設構造図 5 河川・水路詳細図 6 公園・広場計画図 7 貯水施設詳細図 8 その他施設詳細図	在来高・計画高・延長・勾配 幅員・舗装・勾配 土被り (1.2 m 以上) 形状・寸法・施設の種類 形状・寸法 形状・寸法	1 道路縦断面勾配は 9% 以下 —やむを得ない場合は、12% 以下 2 詳細は区との協議による	
10	崖の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 開発区域 2 土質 3 勾配 4 垂直高さ 5 在来地盤高 6 計画地盤高 7 保護の方法	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他	1 崖の種類毎、各位置毎に標準図を作成する 2 長大法の場合は別途基準による	
11	擁壁の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 種類 2 断面図 3 高さ 4 水抜穴 5 透水層 6 土質 7 基礎杭 8 配筋図 9 地盤改良	各種類毎に図面作成 代表断面図毎に図面作成 耐水材料・内径 75 mm で 3 m ² に 1 箇所以上 材料・寸法 背面土・基礎地盤 位置・材料・寸法 RC造、被り 交互配筋は不可 改良範囲・方法	1 練積法: →切土→5m まで →盛土部分に基礎を設ける場合→3m まで 2 擁壁を設置する前後の地盤高を記入	

新

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
12	擁壁の構造計算書 (規 27・1) (細 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 転倒に対する安定 4 滑動に対する安定 5 沈下に対する安定 6 各部断面の検討 7 掘削面の検討 8 地震に対する安定 9 基礎杭の検討	安全率 1.5 以上 安全率 1.5 以上	1 5.0 m を超える場合は土質調査報告書を添付する 2 土圧は計算方法を明らかにすること 3 地震に対する安定は、盛土規制法の審査基準で必要とされる場合に添付する	
13	擁壁展開図 (細 3・1・3)		1 基礎幅 2 基礎前端厚 3 擁壁全高 4 根入れ深さ 5 擁壁高 6 造成計画高 7 地盤高 8 単距離 9 距離		1 伸縮目地は、原則として 20 m 以内につき 1 箇所 2 図の下側に各変化点での値が分かるように記入 3 擁壁展開図 審査基準を参照	
14	斜面の安定計算書 (細 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 斜面先崩壊の検討 4 斜面崩壊の検討 5 底部崩壊の検討		切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるとき	
15	地盤の安定計算書 (規 23・3) (細 3・1・3)				規則第 23 条第 3 項 (盛土規制法施行令第 8 条第 1 項第 1 号ロ) に該当の場合	
16	参考図面		1 求積図 2 境界確定図 3 幅員証明 4 その他		境界確定図は、原則として、開発区域が都道、区市道等の公共用財産の用地等と接する場合に添付 (分筆時の地積測量図に公共施設管理者の証明がなされたものでも可)	
17	開発登録簿の写し (法 46) (法 47) (規 35) (細 3・1・3)		1 開発登録簿調書 2 土地利用計画図 3 公図の写し 4 公共施設一覧表		1 法 33 条 1 項 8 号ただし書該当の場合、その旨記入 2 許可時、完了届提出時及び完了時は別途提出	

□ 申請図面には、図面作成者の記名が必要 (規 16・6)

注) みなし許可の場合は、盛土規制法のみが必要となる許可申請添付図面も添付すること。

旧

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	摘要	確認
12	擁壁の構造計算書 (規 27・1) (細 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 転倒に対する安定 4 滑動に対する安定 5 沈下に対する安定 6 各部断面の検討 7 掘削面の検討 8 地震に対する安定 9 基礎杭の検討	安全率 1.5 以上 安全率 1.5 以上	1 5.0 m を超える場合は土質調査報告書を添付させる 2 土圧は計算方法を明らかにすること 3 地震に対する安定は、 ①擁壁 5 m を超える場合 ②基礎地盤が軟弱な場合 ③背面が高盛土の場合 検討する	
13	擁壁展開図 (細 3・1・3)		1 基礎幅 2 基礎前端厚 3 擁壁全高 4 根入れ深さ 5 擁壁高 6 造成計画高 7 地盤高 8 単距離 9 距離		1 伸縮目地は、原則として 20 m 以内につき 1 箇所 2 図の下側に各変化点での値が分かるように記入	
14	斜面の安定計算書 (細 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 斜面先崩壊の検討 4 斜面崩壊の検討 5 底部崩壊の検討		切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるとき	
15	地盤の安定計算書 (規 23・3) (細 3・1・3)				規則第 23 条第 2 項に該当の場合	
16	参考図面		1 求積図 2 境界確定図 3 幅員証明 4 その他		境界確定図は、原則として、開発区域が都道、区市道等の公共用財産の用地等と接する場合に添付	
17	開発登録簿の写し (法 46) (法 47) (規 35) (細 3・1・3)		1 開発登録簿調書 2 土地利用計画図 3 付近見取図 4 公図の写し 5 公共施設一覧表		1 法 33 条 1 項 8 号ただし書該当の場合、その旨記入 2 許可時、完了届提出時及び完了時は別途提出	

□ 申請図面には、図面作成者の記名が必要

新

2 開発行為変更許可申請〔正本1部、副本(写し)2部提出(細2・1・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更許可申請書 (別記第1号様式)	申請日、区長名、許可番号、 申請者の住所氏名等	法35の2 令31 規28の2 細3・2	・開発許可申請に準じる ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載	
2	開発行為変更理由書	変更項目、項目ごとの変更理由		・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること	
3	開発行為変更許可に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	規28の3 細3・2	・変更箇所が分かるように着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・ 図面作成者の氏名 ・開発登録簿の写しを提出(白黒2部)	

申請図面には、図面作成者の記名が必要

3 開発行為の軽微な変更の届出〔正本1部、副本(写し)2部提出(細2・1・3)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更届出書 (第2号様式)	申請日、区長名、届出者の住所氏名、変更内容、許可番号	法35の2 規28の4 細3・3	・変更したときは遅滞なく届出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・内容、理由は具体的に記入	
2	開発行為変更届出に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	細3・3	・変更箇所が分かるように着色	

申請図面には、図面作成者の記名が必要

4 設計の変更にあたらない申請書類の修正〔正本1部、副本(写し)2部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	申請書類修正申告書	申請日、区長名、報告者の住所氏名、修正内容、許可番号		・修正が見込まれる場合は着手する前に報告し、指示を受けること ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・内容、理由は具体的に記入	
2	修正申告書に関連する図書	修正前後で変わる部分の図書全部		・修正箇所が分かるように着色	

旧

2 開発行為変更許可申請〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更許可申請書 (別記第1号様式)	申請日、区長名、許可番号、 申請者の住所氏名等	法35の2 令31 規28の2 細3・2	・開発許可申請に準じる ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載	
2	開発行為変更理由書	変更項目、項目ごとの変更理由		・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に説明すること	
3	開発行為変更許可に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	規28の3 細3・2	・変更箇所が分かるように着色 ・公共施設管理者の変更に関する同意添付 ・開発登録簿の写しを提出 ・ 工事の妨げとなる権利者の同意、公共施設管理者の同意等は、変更の内容→程度によって判断する。	

申請図面には、図面作成者の記名が必要

3 開発行為の軽微な変更の届出〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・3)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更届出書 (第2号様式)	申請日、区長名、届出者の住所氏名、変更内容、許可番号	法35の2 規28の4 細3・3	・変更したときは遅滞なく届出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・内容、理由は具体的に記入	
2	開発行為変更届出に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	細3・3	・変更箇所が分かるように着色	

申請図面には、図面作成者の記名が必要

4 開発行為の工事等報告書〔正本1部、副本(写し)3部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事等報告書	申請日、区長名、報告者の住所氏名、修正内容、許可番号		・修正が見込まれる場合は着手する前に報告し、指示を受けること ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・内容、理由は具体的に記入	
2	工事報告書に関連する図書	修正前後で変わる部分の図書全部		・修正箇所が分かるように着色	

~~注) 第4章第2節(3)④に該当する場合に提出~~

5 開発行為の地位の承継承認等

(1) 法第44条関係〔正本1部、副本(写し)2部提出(細2・1・9)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継届出書 (第12号様式)	申請日、区長名、許可番号、承継者の住所氏名	法44 細10・1	・承継理由は具体的に記入	
2	地位の承継届出に関する書類	(個人)戸籍全部事項証明書 (法人)登記全部事項証明書等適法に承継したことを証明する書類	細10・2	・法44条の一般承継人とは、 ① 相続人 ② 合併後存続する法人 ③ 合併により新たに設立された法人を指す	

(2) 法第45条関係〔正本1部、副本(写し)2部提出(細2・1・10)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継の承認申請書 (第13号様式)	申請日、区長名、許可番号、承継申請者の住所氏名、所有権取得年月日	法45 細11・1	・承継理由は具体的に記入 ・法45条の特定承継人とは土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した第三者を指す	
2	申請者の資力及び信用に関する書面	登記全部事項証明書	法33・1・12	・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のもの ・住所及び氏名を証明する書類は以下のいずれか ①住民票の写し(発行後3か月以内のもので、個人番号の記載のないもの) ②個人番号カード(有効期間内のもので、表面(顔写真のある面)のみ)の写し ③運転免許証(有効期間内のもの)の写し ④運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)の写し ⑤在留カード(有効期間内のもの)の写し ⑥特別永住者証明書(有効期間内のもの)の写し ・申請者が法人の場合の「従業員の住所及び氏名を証明する書類」については、原則として当該申請において法人を代表する役員(申請書に法人の代表者として記載される役員)のもの ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書(前年度分のもの) 法人-法人事業税又は都(道府県)民税 個人-個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの) ※工事費に対して相当以上の残高があること	
		従業員の住所及び氏名を証明する書類			
		暴力団等に該当しないことの誓約書			
		財務諸表			
		事業経歴書			
		納税証明書			
		残高証明・融資証明			
		住所及び氏名を証明する書類			
		暴力団等に該当しないことの誓約書			
		納税証明書			
残高証明・融資証明					
3-1	承継同意書	1旧事業主が新事業主への承継を認める内容 2旧事業主と新事業主の印	細11・2	書式は任意	
3-2	印鑑証明書			・発行後3か月以内のもの ・同意書の印影と合致していること	

5 開発行為の地位の承継承認等

(1) 法第44条関係〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・9)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継届出書 (第12号様式)	申請日、区長名、許可番号、承継者の住所氏名	法44 細10・1	・承継理由は具体的に記入	
2	地位の承継届出に関する書類	(個人)戸籍全部事項証明書 (法人)登記全部事項証明書等適法に承継したことを証明する書類	細10・2	・法44条の一般承継人とは、 ① 相続人 ② 合併後存続する法人 ③ 合併により新たに設立された法人を指す	

(2) 法第45条関係〔正本1部、副本(写し)1部提出(細2・1・10)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継の承認申請書 (第13号様式)	申請日、区長名、許可番号、承継申請者の住所氏名、所有権取得年月日	法45 細11・1	・承継理由は具体的に記入 ・法45条の特定承継人とは土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した第三者を指す	
2	申請者の資力及び信用に関する書面	登記全部事項証明書	法33・1・12	・登記全部事項証明書は発行後3か月以内のものを添付 ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書(前年度分のもの) 法人-法人事業税又は都(道府県)民税 個人-個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの) ※工事費に対して相当以上の残高があること	
		財務諸表			
		事業経歴書			
		納税証明書			
		残高証明・融資証明			
		住民票の写し			
		納税証明書			
		残高証明・融資証明			
3-1	承継同意書	1旧事業主が新事業主への承継を認める内容 2旧事業主と新事業主の印	細11・2	書式は任意	
3-2	印鑑証明書			・発行後3か月以内のもの ・同意書の印影と合致していること	

6 開発許可の工事に関する届出（法第 36 条）

(1) 着手時〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出（細 2・1・5）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事着手届出書 (第 7 号様式) (第 8 号様式)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 着手、完了予定年月日等	細 6・1 細 6・2	・工事に着手したときは速やかに届出	
2	工事現場管理者届出書	1 区長名 2 申請者の住所・氏名 3 工事現場管理者の住所・氏名 4 許可番号 5 着手、完了予定年月日等		・工事に着手したときに届出	
3	工事工程表				
4	標識設置状況	1 写真(近影、遠影の 2 枚) 2 標識設置位置図			

(2) 完了時〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出（細 2・1・6）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了届出書 (別記様式第四)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 完了予定年月日 等	法 36・1 規 29	・完了したときは遅滞なく提出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・完了届提出時には、併せて検査用の開発登録簿の写し 2 部（着色）と工事写真を検査担当に提出する	

完了検査終了後、訂正済の開発登録簿 2 部を検査担当に提出する。

7 開発行為の廃止届〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出（細 2・1・7）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (別記様式第八)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 廃止年月日 等	法 38 規 32	・工事を廃止したときは遅滞なく届出	
2	その他区長が必要と認めた書類	理由書 現況写真 等			

6 開発許可の工事に関する届出

(1) 着手時〔正本 1 部、副本（写し）1 部提出（細 2・1・5）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事着手届出書 (第 7 号様式) (第 8 号様式)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 着手、完了予定年月日等 →工程表、開発標識掲出写真添付	細 6・1 細 6・2	・工事に着手したときは速やかに届出	
2	開発許可標識写真			看板の内容が読める程度の近景写真と、看板が立っていることが確認できる遠景写真を添付	
3	工事工程表				

(2) 完了時〔正本 1 部、副本（写し）1 部提出（細 2・1・6）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了届出書 (別記様式第四)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 完了予定年月日 等	法 36・1 規 29	・完了したときは遅滞なく提出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載	
2	工事完了現場写真			工事が完了していることがわかるようなアングルの写真を数枚	

完了検査終了後、訂正済の開発登録簿 2 部を検査担当に提出する。

7 開発行為の廃止届〔正本 1 部、副本（写し）1 部提出（細 2・1・7）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (別記様式第八)	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 廃止年月日 等	法 38 規 32	・工事を廃止したときは遅滞なく届出	
2	その他区長が必要と認めた書類	理由書 現況写真 等			

8 建築制限特例許可申請等（法第 37 条）

開発許可制度による建築制限（法第 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に次の図書を添えて申請してください。

工事完了公告前の建築制限の解除申請〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出（細 2・1・8）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了公告前の建築物の建築・特定工作物の建設承認申請書（第 10 号様式）	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 工事着手予定年月日 6 建築物の用途 等	法 37 細 8・1	・承認申請前に工事着手届出書を提出	
2	付近の見取図	1 開発区域 2 敷地の位置 3 方位 4 周辺の公共施設	細 8・2・1	・開発許可を受けた資料を用いてもよい	
3	配置図	1 敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ	細 8・2・2		
4	その他区長が必要と認める図書	1 工程表 2 建築物各階断面図等	細 8・2・3		

申請図面には、図面作成者の記名が必要

9 都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書の交付申請

建築基準法では、建築確認に際し、都市計画法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景に、省令では、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合）に交付するものであり、単に規模等の要件を満たさず、規制の対象外となる場合には、交付の対象となりません。具体的な交付対象と必要な添付書類は下表のとおりです。

〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	適合証明書交付申請書	1 申請日 2 区長名 3 該当条項・適合する条項 4 計画概要	規 60		
2	適合する条項に該当することを証する書類（下表）				

8 建築制限特例許可申請等

開発許可制度による建築制限（法第 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に次の図書を添えて申請してください。

工事完了公告前の建築制限の解除申請〔正本 1 部、副本（写し）1 部提出（細 2・1・8）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了公告前の建築物の建築・特定工作物の建設承認申請書（第 11 号様式）	1 申請日 2 区長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 工事着手予定年月日 6 建築物の用途 等	法 37 細 8・1	・承認申請前に工事着手届出書を提出 →法 37 条の制限解除は戸建て建築分譲等の場合は認めない	
2	付近の見取図	1 開発区域 2 敷地の位置 3 方位 4 周辺の公共施設	細 8・2・1	・開発許可を受けた資料を用いてもよい	
3	配置図	1 敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ 2 方位	細 8・2・2		
4	その他区長が必要と認めた図書	1 工程表 2 建築物各階平面図、立面図、断面図 等	細 8・2・3		

申請図面には、図面作成者の記名が必要

都市計画法第 29 条・第 35 条の 2 関係		
	第 29 条第 2 項第 1 号	9.1 に示す書類
	第 29 条第 1 項第 3 号	9.2 に示す書類
	第 29 条第 1 項第 4 号から第 10 号まで	各号に定める工事に該当することを証する書類
	第 29 条第 1 項第 11 号 (政令第 22 条第 6 号)	9.3 に示す書類
	第 29 条第 2 項第 2 号	該当する第 1 項各号に応じた上各欄の書類
都市計画法第 42 条関係		
		予定建築物が、当該開発許可の予定建築物に適合することを証する書類（以下は例） <ul style="list-style-type: none"> ● 現況写真 ● 敷地内における建築物の配置図 ● 建築物の設計図（平面図、立面図）

※上記以外の条項に該当するものについては、規模要件に係るもの、建築確認部署で判断できるもの、等の理由により証明書発行の対象外とする。

9 許可不要建築物の相談書類

9.1 農業、林業、若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物（都市計画法第 29 条第 2 項第 1 号）相談書類

	必 要 書 類	内 容 説 明
申請者の資格に関する書類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 業種の内容、設置理由、建築物の用途を明記する。
	委任状	申請手続きを代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	証明書	農業、林業若しくは漁業に従事している旨の公的機関が発行したもの
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記簿謄本	申請者が法人の場合、申請者の登記簿謄本。
	借家証明	住宅を新築する場合に必要。
申請者	公図の写し	申請地の公図の写し。 転写日を記入。
	土地登記事項証明書	申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明	地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	幅員証明等。
その他	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書
添付図面	位置図	住宅地図で可。
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況(崖、川、山、道、擁壁等の位置) が明示されたもの
	造成計画平面図	造成行為を伴う場合は必要。
	造成計画断面図	
	建築計画図 (1) 配置図 (2) 各階平面図 立面図	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状、法面等建築敷地に適しない部分の面積）・地盤高さ・道路名称、種別、幅員 建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造等を表で記入。

許可不要建築物の相談書類一覧

9.2 公益上必要な建築物（都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号）相談書類

必要書類		内容説明
申請者の資格に関する書類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 業種の内容、設置理由、開設する施設名（審査基準別表の分類による）、根拠法を明記する。
	委任状	申請手続を代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	免許等	開設する施設を設置するために必要な免許等を有していることを証明する書類
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書	申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
	申請者	公図の写し
土地登記事項証明書		申請地の土地登記事項証明書。
農転許可証明		地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
道路証明		幅員証明等。
その他	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書
添付図面	位置図	住宅地図で可。
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの
	造成計画平面図	造成行為を伴う場合は必要。
	造成計画断面図	
	建築計画図 （1）配置図	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・求積表（全体及び路地状、法面等建築敷地に適しない部分の面積）・地盤高さ・道路名称、種別、幅員
	（2）各階平面図	建築敷地面積・建築面積・延べ面積・建ぺい率・容積率・用途・構造等を表で記入。
立面図		

許可不要建築物の相談書類一覧

9.3 許可不要の日用品店舗等（法第 29 条第 1 項第 11 号）相談書類

必要書類		内容説明
申請者の資格に関する書類	理由書	申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する店舗等の業種名（審査基準別表の分類による）、業種の内容、設置理由を明記する。
	委任状	申請手続を代理人が行う場合必要。申請者の実印押印。
	印鑑証明	申請者の印鑑証明を添付する。
	免許等	当該店舗等の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票	申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記簿謄本	申請者が法人の場合、申請者の登記簿謄本。
	借家証明	住宅を新築する場合に必要。
申請者	公図の写し	申請地の公図の写し。 転写日を記入。
	土地登記謄本	申請地の土地登記謄本。
	農転許可証明	地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明	幅員証明等。
その他	念書	自己用で賃貸、転売しない旨の念書（印鑑証明付）
	設置要望書	審査基準 [立地]②を適用する場合に必要。
	経営診断書	中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証する書類
添付図面	他の法令に基づく許認可書	森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書
	位置図	原則として 1/10,000 の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域（オレンジ色で 1 cm 幅の縁取り着色）からの距離を記入（原則として有効数字 2 桁、「約」表示）
	付近見取り図	原則として 1/2,500 の都市計画図（住宅地図でも可）。 申請地を赤で表示。 審査基準[立地]、[敷地]①の要件を満たしていることを図示すること。
	現況図	敷地の形状、敷地境界、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの
	土地利用計画図	開発行為を伴う場合は必要。
	造成計画平面図	造成行為を伴う場合は必要。
	造成計画断面図	造成行為を伴う場合は必要。
	建築計画図	立面図、平面図（延べ面積 50m ² 以内、店舗部の延べ面積が全体 50%以上であること）。
店舗等に供する部分の詳細配置図	店舗等に供する部分に設置する施設、設備等の配置詳細図	